

みどり通信

第229号 2016. 10. 6

CONTENTS

● 一言発言	P1	● Fintechサービス 10月のレベルアップ 内容	P11
● 税務	P3	● これからの研修	P12
● 社会保険	P8	● あとがき	P12
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P13
● 損害保険	P10		

元氣玉ユーザー会 in 比叡山延暦寺



スタッフ8名で、滋賀県・比叡山延暦寺の延暦寺会館での80人ほどが集まったの研修会『元氣玉ユーザー会』に参加してきました。
今後の事務所経営に大いに役立てたいと思います。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。
次の内容は、10月5日のホームページ掲載のものからです。

感謝・感動塾・・・

ここ数日のブログで単発的に書かせていただきましたが、改めて書かせていただきます。

先月末、盛岡の地で、お世話になっている会社の会長さん（塾長）がボランティア（無報酬）で開催している感謝・感動塾に参加する機会に恵まれました。

年に5回程度の開催で、今回は62回目とのこと。今回は18名の塾生と寝食を共にさせていただきましたが、遠くは高知・小樽から参加された方も・・・。

感謝・感動の心を経営に生かし、「人生の幸福は感動の数で決まる！」「社員教育はすべての業務に優先する」をテーマに“立派な日本人”“燃える感動集団”づくりという塾長の思いの3泊4日の研修会でありました（先輩から無償で多くの学びをえたので、これを無償（実費）で伝えるということが趣旨です）。



それにしても、塾長の思いを多くの人たちに伝え一緒に成長しようという姿勢には感服でありました。

本当に多くの気づきや学びを体感できた4日間。今回一緒に塾を卒業できた仲間とは、一生の友であり、これから一緒に切磋琢磨していく所存です。

詳しいことは、今後参加される方々のために伝えることは出来ませんが、

次は、塾長からの言葉です。

**思い悩んだとき、何かよりどころがほしくなり
ます。**

**それは良き友の励ましであり、忠告である
かもしれません。**

**人生の先輩が、我々と同じように思い悩み、苦しみ、考え、試み、そこから価値ある言
葉を紡ぎ出したのです。**

いつも社員に伝えている、私の好きな「言葉」です・・・

ということで、50以上の言葉を紹介いただきました。

その言葉は、後日！

感動・感動・感謝・感謝の4日間、塾長ありがとうございました・・・



税理士 山 口 昇



税 務

国税庁ホームページ ～質疑応答事例～ より

今回は国税庁のホームページに掲載されている「質疑応答事例」の中から、いくつかについて抜粋し、ご紹介いたします。

<法人税法関係>

○交際費等の範囲（接待を受けるためのタクシー代）

【照会要旨】

他社が主催する懇親会に当社の従業員又は役員を出席させるために要するハイヤー・タクシー代（当社～懇親会会場、懇親会会場～自宅）は、会社の業務遂行上の経費であり、接待、供応等のために支出するものではありませんから、交際費等以外の単純損金（旅費交通費）と解して差し支えありませんか。

（注）懇親会の費用はすべて当該他社が負担します。

【回答要旨】

照会意見のとおりで差し支えありません。

（理由）

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされています。

照会に係る費用は、他社が主催する懇親会に出席するための費用であり、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」ではありません。

（参考）

照会に係る費用は、他社が行う接待を受けるために支出するものであり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出するものではありませんから、交際費等に該当しません。

なお、自社が懇親会を主催する場合において、得意先を会場まで案内するために支出するハイヤー・タクシー代は、得意先に対して自社が行う接待のために支出するものですから、照会の場合と異なり、交際費等に該当することとなりますのでご注意ください。

○非常用食料品の取扱い

【照会要旨】

当社は、地震などの災害時における非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品 1 万人分 2,400 万円を購入し、備蓄しました。

このフリーズドライ食品は、酸素を 100 % 近く除去して缶詰にしたもので、賞味期間（品質保証期間）は 25 年間とされていますが、80 年間程度は保存に耐え得るものといわれています。

このように長期間保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、当該食品の缶詰 1 個当たりの価格は、その中味により 1,000 円(150g 缶)～ 6,000 円(500g 缶)です。

(注) 従来のもものは、その品質保証期間が 2～3 年であるため、当該期間内に取り替えています。その取替えに要する費用は、その配備時の損金の額に算入しています。

【回答要旨】

備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。

(理由)

- ①食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- ②その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産又は繰延資産に含まれないこと。
- ③仮に、当該食品が法人税法施行令第 10 条第 6 号(棚卸資産の範囲)に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- ④類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

＜消費税関係＞

○会社員が行う建物の貸付けの取扱い

【照会要旨】

会社員が行う建物の貸付けは、課税の対象となるのでしょうか。

【回答要旨】

消費税の課税対象となる取引は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等ですから、会社員が行う建物の貸付けであっても、反復、継続、独立して行われるものであり、課税対象となります。

なお、住宅の貸付けである場合は、非課税となります。

○会社員が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却

【照会要旨】

会社員が自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による固定価格買取制度に基づき、その余剰電力を電力会社に売却している場合、課税の対象となるのでしょうか。

【回答要旨】

余剰電力の買取りは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、太陽光発電による電気が太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を上回る量の発電をした際、その上回る部分が当該施設等に接続されている配電線に逆流し、これを一般電気事業者である電力会社が一定期間買い取ることとされているものです。

消費税の課税対象となる取引は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等であり、個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の当該譲渡は課税対象となりませんが、会社員が行う取引であっても、反復、継続、独立して行われるものであれば、課税対象となります。

照会の余剰電力の売却は、会社員が事業の用に供することなく、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた電気のうち、使い切れずに余

った場合に当該余剰電力を電力会社に売却しているものであって、これは消費者が生活用資産（非事業用資産）の譲渡を行っているものであることから、消費税法上の「事業として」の資産の譲渡には該当しません。

したがって、照会のように、事業者ではない者が生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた余剰電力の売却は、課税の対象となりません。

(注) 会社員が自宅で行う太陽光発電であっても、平成 24 年 7 月以降、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気の全量について電力会社に売却することが可能とされています(全量売電)。

会社員が行うこの全量売電は、電力会社との間で太陽光発電設備により発電した電気の全量を売却する旨の契約を締結し、その発電した電気を生活の用に供することなく数年間にわたって電力会社に売却するものであることから、会社員が反復、継続、独立して行う取引に該当し、課税の対象となります。

<所得税関係>

○リビング・ニーズ特約に基づく生前給付金

【照会要旨】

リビング・ニーズ特約に基づく保険金(生前給付金)は、非課税所得として取り扱って差し支えありませんか。

《リビング・ニーズ特約の概要》

- ①被保険者の余命が 6 か月以内と診断された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部(上限 3,000 万円)を生前給付金として支払う。
- ②生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる(死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する。)
- ③生前給付金の受取人は被保険者とし、配偶者等について指定代理請求を認める。
- ④特約の保険料は不要である(主契約の保険料に吸収されている。)

【回答要旨】

非課税所得として取り扱って差し支えありません。

リビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が 6 か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾病に基

因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものと取り扱っており、その保険金は非課税所得となります。

(注) 生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金に未使用のものがあるときのその未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります。

○債務返済支援保険の保険金

【照会要旨】

「債務返済支援保険」は、団体長期障害所得補償保険の特約として、金融機関が住宅ローン債務者のローン返済支援を目的に締結するものです。

保険契約者は金融機関、被保険者及び保険金受取人は住宅ローン債務者となり、保険金は住宅ローン債務者が30日を超えて病気・けがで入院(医師の指示による自宅療養を含む。)した場合に、一回の入院で最長25か月にわたってローン返済金相当額が支払われます。

住宅ローン債務者が受け取る当該保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受ける」保険金に該当し、非課税と取り扱って差し支えありませんか。

【回答要旨】

病気・けがで入院したことにより支払われる保険金は、非課税とされます。

照会の債務返済支援保険は、団体長期障害所得補償保険の特約として締結されるもので、普通保険約款より特約が優先することから、普通保険約款に基づく所得補償保険金が支払われない代わりに債務返済支援保険金が支払われるものです。また、その保険事故も被保険者の傷害又は疾病による就業障害としていことからすれば、一般の所得補償保険と同様に「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当すると認められ、その保険金は非課税とされます。

今回ご紹介の内容は、誌面の都合上、条文等の記載について省略させていただいておりますので、適宜、国税庁ホームページをあわせてご確認いただければと存じます。

わかりにくい言い回しの所もございますので、その際は遠慮無く、各担当スタッフにお声がけ頂ければ幸いです。

<西丸 保幸>

社会保険 Q&A



Q 現在社会保険の健康保険に加入していますが、会社を退職した場合、国民健康保険に加入しようと考えています。加入した場合のメリット、デメリットを教えてください。

A 健康保険と国民健康保険ではそれぞれ次の特徴(メリット・デメリット)があります。健康保険は、保険料が高い分手厚い給付内容となります。一方、国民健康保険は、非常に保険料が安いという大きなメリットがあります。

【健康保険の特徴】

- ・ 保険料は、給料に応じた変動制で非常に高い。
- ・ 毎年の改定に加え、給与変動に伴う改定もある
- ・ 国民健康保険にはない傷害手当金、出産手当金がある等給付内容が手厚い
- ・ 会社を辞めた後任意継続制度があり、社員にとっては有利

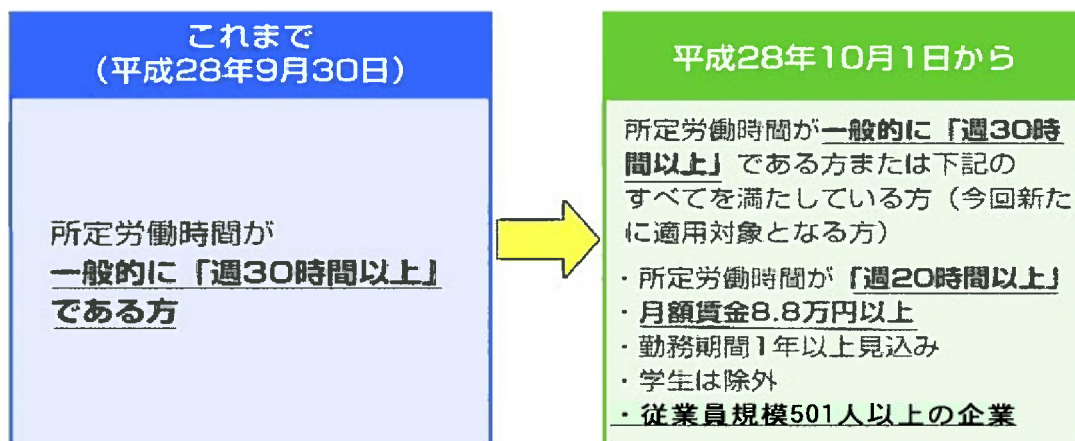
【国民健康保険の特徴】

- ・ 保険料は、保険者(市区町村)の財政に大きく左右される
- ・ 傷害手当金、出産手当金がなく、所得保障は弱い

平成28年10月1日から社会保険適用範囲が拡大されました！

これまで、一般的に週30時間以上働く方が社会保険の加入の対象でしたが、28年10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がりました。

※対象は従業員501人以上の会社です(後述参照)



今回のテーマ

企業年金についてその5

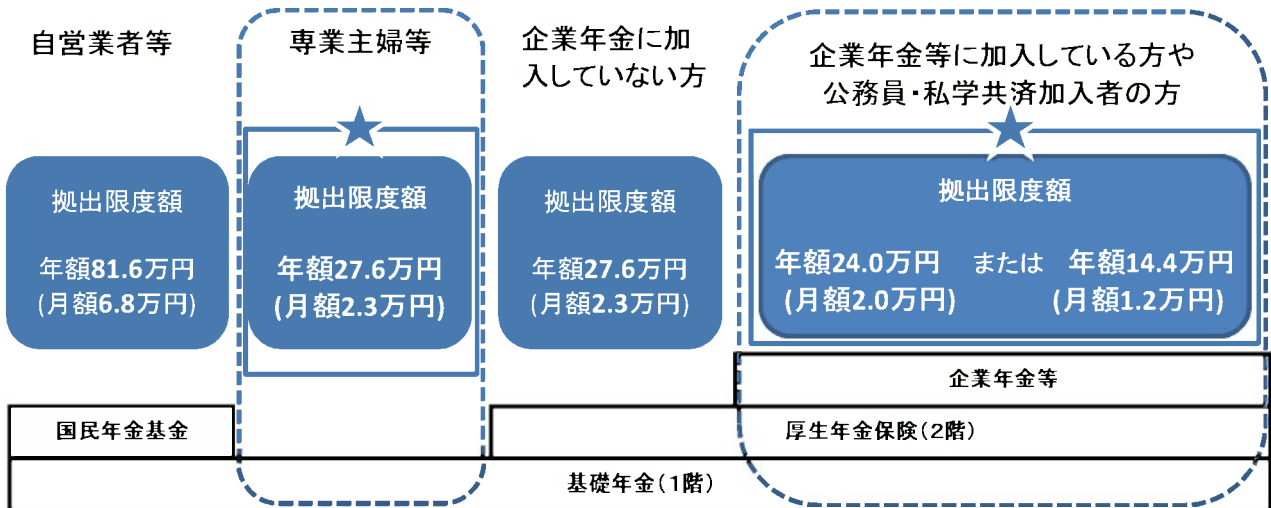
第178回で取り上げました確定拠出年金(日本版401k)。あまり脚光を浴びていなかった『個人型』ですが、加入対象者が大幅に拡充され、愛称『iDeCo』が付けられることで注目されています。

- 2001年10月、「確定拠出年金法」施行によってスタート。2017年1月から基本的に60歳未満のすべての方が加入対象になります。
- 「個人型」の加入者数約27万人(2016年6月末)。ちなみに企業型は579万人です。
- 掛金は全額所得控除の対象となり、運用益は非課税で再投資され、受け取る時にも税制優遇措置があります。

★確定拠出年金(個人型) 愛称:iDeCo(イデコ)

iDeCoは基礎年金(1階部分)厚生年金保険(2階部分)などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金(3階部分)のひとつです。iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、2017年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や専業主婦、公務員の方を含め、基本的に全ての方が加入できるようになります。加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び(ポータビリティ)も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

●『★』が2017年1月から、新たに加入できるようになる部分です。



豆知識シリーズ: 「現代のがん治

がん治療は大きく分けて「手術療法」「放射線療法」「化学療法(抗がん剤等)」の3つがあり、注射や点滴、または飲み薬で治療を施すことを化学療法と呼びます。薬剤が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。この療法は強い副作用がでることもありますが、最近では、副作用の少ない薬剤の開発が進んでいます。

意外と高額!

がん治療にはいったいいくら必要?



がん治療には高額な費用がかかることも... 経済的な備えも重要です

治療にかかわる費用
診察料、入院料、検査料、手術料、薬代、注射料など

保険外診療分
診断書など文書料、差額ベッド代、先進医療の技術料など

その他 交通費、入院中の日用品 など

公的医療保険か

一部自己負担

全額自己負担

全額自己負担

日本の医療制度では保険外診療(自由診療)を受けると、その治療以外の診察料、検査料、入院料まで自己負担とされ、患者さんの負担は非常に重くなりがちです。そこで設けられたのが「先進医療」制度。先進医療の技術料は自己負担ですが、それ以外の費用は公的医療適用のため、特に「がん」のような高額治療において患者さんの負担を大きく軽減できる制度です。

<担当:西丸保幸>

火災保険

「床上浸水に床下浸水…… 水害で火災保険は支払われる？」

今年も集中豪雨（ゲリラ豪雨）や大雨、台風などによる水害の被害は全国各地で起こりました。

火災保険においては、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等による被害は補償の対象とされています。ただし、火災保険のタイプによっては、水害が保険金支払の対象にならなかったり、保険金の支払に条件があったりしますので、確認が必要です。

●水害保険金 水災による損害の程度により、水害保険金が算出されます。

損害の程度	保険金の算出方法
・建物または家財の損害額がそれぞれの保険価額の30%以上の場合	水害保険金＝保険金額(保険価額限度)× 損害額／保険価額×70%
・床上浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の場合【住宅総合保険の場合】	水害保険金＝保険金額(保険価額限度)×10% (1事故、1敷地内ごとに200万円が限度)
・床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の場合【店舗総合保険の場合】	
・床上浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの15%に至らない場合 【住宅総合保険の場合】	水害保険金＝保険金額(保険価額限度)×5% (1事故、1敷地内ごとに100万円が限度)
・床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの保険価額の15%に至らない場合または設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合 【店舗総合保険の場合】	

ご自身の火災保険を再度見直し、いざという時のリスク管理をしっかりとっておきましょう。

経理業務をもっと“ラク”に！Fintechサービス 銀行信販データ受信機能利用レベルアップ



今年6月よりスタートしたTKCのFintechサービス「銀行信販データ受信機能」が10月にレベルアップし、さらに利用しやすくなりました！預金入力業務をもっと簡単にできるようになります。

✿10月のレベルアップ内容✿

(1)計上対象としないルールの設定

合算で入力している、総合振込のデータは手入力しているなど、必ず読込「対象外」となる仕訳をルールとして設定できます。例えば「ETC」と含まれているデータを対象外のルールに設定すると、次回「ETC」が含まれるデータは初めから対象外で灰色表示されます。

(2)仕訳補正時の仕訳辞書・過去仕訳からの複写機能

仕訳補正は今まで一から足りない情報を選択・入力するしかありませんでした。今回のレベルアップで仕訳辞書や過去の仕訳(仕訳DB)から複写することができるようになりました。これまで仕訳辞書から入力されていた経理担当者の方にはこれまでと同じように入力していただけのため、補正入力ができるようになります。

(2)取引内容が空欄の仕訳ルールの作成機能

銀行明細において取引内容が空欄で表示されるものは、データ受信し補正した後にルールを作成できませんでした。空欄の明細を受信した場合でもルールを作成できるようになったため、データが空欄の場合でも次回以降覚えさせた仕訳が表示されるようになります。

《実際に利用されている企業様の声》

- ・金額が既に入っているため、入力の必要がない
- ・覚えさせた仕訳は次回以降確認するだけで良いため、預金取引入力の効率が上がった
- ・総合振込の場合、対象外にするより一度資金諸口を通した方が補正しやすい
- ・マネーツリーの画面で複数金融機関の明細が一度に確認できるため、一々IBへのログインの必要がなくなった

ご利用については担当者にお問い合わせください。

これからの研修

- 加茂まちなかゼミナール 上町コミュニティセンター 10月 15日 (土) 13:30 ~ 15:00
10月 16日 (日) 13:30 ~ 15:00
- 原点の会 三条商工会議所 11月2日 (火) 9:00 ~ 11:15



あ と が き

先月9月は研修が多く数々の学び、気づきの多い貴重な時間、又は体験をさせて頂きました。比叡山延暦寺では座禅を体験し、無音の世界で自分自身と向き合いとても気持ちのいい体験となりました。

人生で後悔していることの第一位は挑戦してこなかったことだそうです。私自身も常に挑戦する勇気を持ち続けること今一度心に決めたいとおもいます。

私は日本人でいることのすばらしさを研修を通じて教えていただきました。先人たちが築き上げた日本人の誇りや、世界に対する信頼を認識し立派な日本人へと成長していこうとおもいました。

堀内 勇一

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



11月



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp